

社会福祉法人みはらし
2024 年度(令和 6 年度)事業計画

社会福祉法人みはらし 基本理念

- ◆基本方針
- ◆職員倫理綱領

社会福祉法人みはらし 2024 年度事業計画

- 2024 年度 基本方針
- 中区障害者地域活動ホーム
 - I 基幹相談支援センター
 - II 日中活動
 - III 生活支援
 - IV その他
- 中区後見的支援室らるご
- 法人運営

社会福祉法人みはらし 基本理念

◆基本理念

「障害のある人もない人も、安心して暮せるまちにしたい」

「障害のある人もない人も、安心して暮せるまちにしたい」の理念に基づき、その人が望む暮らしを実現し、安定した毎日を送れるよう地域の支援拠点としての使命を果たします。

1. 三障害一体サービス提供施設として、障害ごとに分けるのではなくその人に必要な支援を提供します。
2. 人とひととの懸け橋になり、地域の福祉に貢献します。
3. あらゆる法令・社会規範を遵守し、障害のある方が安心して利用できるよう誠実に対応します。

◆基本方針

1. 利用者一人ひとりの尊厳を守り、人権を擁護します。
2. 利用者の意思を尊重し、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供します。
3. 社会の一員として活動し、安心して暮らせるまちの実現に努めます。

◆職員倫理綱領

1 一人ひとりの尊厳を守る

- (1) 呼称は、すべて「〇〇さん」に統一します。
- (2) 利用者一人ひとりの人格を大切にし、その主体性、個性を尊び、個人を尊重します。
- (3) 利用者一人ひとりが安心や自信、誇りを持てるように、常に励ましや賞賛などを配慮した言葉かけや態度を取ります
- (4) 利用者一人ひとりの個性や障害特性、適性、可能性やこれまでの生活歴等の把握に努め、それを踏まえた計画を策定し支援をします。
- (5) 利用者を見下したり、権威的になったり、命令的言動をとることはしません。
- (6) 利用者の自傷・他傷行為や不適切な行動については、個々の特性を考慮して忍耐強く対応し改善を図ります。
- (7) サービスの利用に関しては、十分な説明をし、同意を得ます。
- (8) 個人情報の保護ならびに管理は徹底します。

2 人権の擁護

- (1) いかなる差別や人権侵害も許さず、自己決定やプライバシー保護等の基本的な権利を尊重し、人権を擁護します。
- (2) 体罰や暴力、正座などの身体に苦痛を与える行為、暴言、威圧などの心理的に傷つけ

抑圧する行為、無視等の行為は決して行いません。

- (3) 人権を侵害する行為に対しては毅然とした態度でのぞみます。
- (4) 利用者の自傷、他害、精神不安などの危険行為を回避するために、緊急やむを得ないものとして身体拘束を行う際は、人権及び安全に配慮しながら必要最低限の範囲で対応します。また、その要否の判断は会議を開催し慎重に判断します。

3 利用者の立場に立った質の高いサービス

- (1) 一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重し、自己実現を図ることができるよう支援します。
- (2) 自己選択、自己決定が適切に出来るように、様々な情報を分かりやすく積極的に提供します。
- (3) 利用者からの様々なサインに気付き、受け止め、理解が出来るように努めます。
- (4) 職員の価値観や嗜好に偏ることなく、利用者が自立と実現の力を増すよう支援します。

4 社会の一員としての活動

- (1) 利用者が近隣住民と交流しながら、地域社会で豊かに暮らせるよう支援します。
- (2) 施設と地域との双方交流に努め、利用者が地域社会の一員として生活を営み、多くの活動に参加する機会が与えられるよう地域と連携します。
- (3) 地域の社会資源の利用に関する情報を提供し、利用者一人ひとりに合った社会参加を支援します。

5 地域福祉の推進

- (1) 地域団体や当事者組織、ボランティアグループなどと連携・協力し、地域福祉の向上に努めます。
- (2) ボランティアや実習生の受け入れ及び施設開放等に取り組む、地域との協働を推進します。
- (3) 障害がある人もない人も安心して暮らせる地域社会となるよう住民理解への啓発活動に取り組めます。

6 職員の行動規範

- (1) 支援者としての高い倫理観と責任を持って行動します。
- (2) 研修受講や職員相互の研鑽、自己啓発に積極的に取り組み専門的スキルや資質の向上に努めます。
- (3) 価値観や支援方法等の共有化に努め、チームワークの向上を図ります。
- (4) 具体的行動にあたっては就業規則における服務規律を遵守します。

社会福祉法人みはらし 2024年度(令和6年度)事業計画

○2024年度 基本方針

昨年度は、これからの10年を見据えた「みはらしプラン2034-第1期中長期経営計画- (以下、「プラン2034」と言います。)」を策定しました。2013年3月の開所からこれまで積み重ねてきた実績を活かし、中区障害者地域活動ホーム(以下、「当施設」と言います。)を利用される方や地域からの期待に応える運営をするために、課長・主任が中心となり策定に向けた検討を重ねました。単年度計画では現れにくい課題の抽出や取組が難しい職員確保や育成計画、事業や財政にかかる改善計画など長期にわたる目標や行動指針を定めることが出来ました。

本年度は、「プラン2034」を推進する初年度となります。「障害のある人もない人も、あんしんして暮らせるまちにしたい」との法人理念の実現に向け着実な取組を進めてまいります。特に、利用者一人ひとりの尊厳を大切にしたい支援を目指し身体拘束等の適正化の遵守にとどまらず、支援と相談がともに機能する地域活動ホームの特性を活かして、管理職、支援職員、相談職員がともに「身体拘束ゼロ」を目指した取組みにチャレンジします。

また、能登半島地震等を踏まえて、ご利用者の皆様や職員の被災時における安全確保と適切なサービス提供にむけ災害時および感染症発生時の業務継続計画(BCP)の実効性をより高めるための訓練や見直しに取組みます。

○中区障害者地域活動ホーム

I 基幹相談支援センター

障害のある方が住みなれた地域でその人らしく安心して暮らしていくために、日常生活や仕事などに関するさまざまな相談に対応します。

障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制構築のために、当事者や地域の方に必要とされ、あらゆる要望に応えられる機関になるため下記の取り組みを行います。

1. 事業方針

- (1) 基幹相談支援センターに求められることに一人一人がしっかりと答えられるスキルを身に着けるための取り組みを行います。
- (2) 必要な方に支援を届けるために、障害児者の支援機関・地域の関係機関への訪問を強化し、他機関と連携して、地域とのつながりを作ることに力を注ぎます。
- (3) 「チームを作る」「連携する」ことを職業としていることの自覚を持ち、基幹相談支援センター内のチーム作り、当施設内のチーム作り、他機関とのチーム作りに取り組めます。障害のある方一人一人の望む生活のために、ご本人やご家族も含めたチームを作り、協働していきます。

2. 重点項目

- (1) 障害のある方やそのご家族から相談を受けた際は、根拠を持ったアセスメント、アプローチを実践します。
- (2) 地域とのつながりを作り、中区の関係機関、地域の方々ともに地域課題へ取り組んでいけるようにします。

3. 具体的な取り組み

- (1) 相談員全員がどんな相談にも応じ、根拠ある個別支援ができるように毎朝のミーティングで相談員の動きを相互確認します。
- (2) 必要に応じて、当施設の利用者・家族との面談に同席し、緊急時の対応を考えた支援ができるように関係機関との調整を行い顔の見える関係を作っていきます。
- (3) 緊急時の受け入れと、他機関への申し送りがスムーズとなるアセスメントシートの作成を検討します。(新規)
- (4) 障害者支援機関・地域の関係機関への訪問を強化し、地域課題の把握に努めます。
- (5) 相談員が、いつでも、だれでも、どこでも内部・外部で基幹の役割の説明ができるように、チラシ・ポスター・パワーポイント資料の見直しと作成をします。
- (6) 啓発のためのチラシ・ポスターを、他事業所や地域の集まり、お祭りやインクルーシブイベント等で活用していきます。
- (7) 地区担当制とすることで、地域とのつながり、理解を深めます。
- (8) 権利擁護に関する必要な情報を積極的に共有し、組織内の意識の向上に努めます。また地域に向けても成年後見制度に関する講座を実施し、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。
- (9) 中区生活支援センターと当施設が一緒になった中区障害者支援拠点「みはらしポンテ」であるという利点を活用し、イベントや災害時への備えなどを協働して取り組みます。

4. 職員のスキル向上のために

- (1) 毎日の情報共有、月に1回の事例検討会議を活用し、支援の根拠の確認をしながらアセスメント力をはじめとした専門性を高めます。
- (2) 積極的に研修に参加します。参加した研修内容を伝達する場を設け、職員相互のスキルアップを図ります。
- (3) 時間や業務とのバランスを図りながら、担当だけで進めることが難しい事案は、相談員全員の課題として取り組み、自身のケースや関係機関にとどまらない広がりを目指します。

5. 主な活動内容

- (1) 総合的・専門的な相談支援
 - ・三障害あらゆる世代の相談に応じます。

- ・区内地域ケアプラザごとの地区担当制とし、地域とのつながりが強い地域ケアプラザとの連携により、サービス等につながっていない方へ必要な支援を繋いでいきます。
- ・緊急対応の実施がスムーズに進められるよう、当施設利用登録面談に同席し状況把握に努めます。また、必要に応じて計画相談と連携し支援の方向性を確認します。
- ・視覚障害者等情報弱者への手紙等朗読支援を行います。
- ・ピアカウンセリング（派遣）の実施、ピア相談センターの活用及び紹介を行います。
- ・必要に応じて障害福祉サービス申請書の代理提出を行います。

(2) 地域の相談支援体制強化の取組

- ・区内の指定特定相談支援事業所を訪問して、顔の見える関係作りと、事業所の体制や、抱えている課題を把握し自立支援協議会等で活用します。
- ・中区役所・中区生活支援センターと当施設(以下、「三機関」と言います。)にて、毎月行う定例カンファレンスで区内の相談支援体制の強化のための仕組みづくりを行います。
- ・新規事業所に対し同行訪問等の後方支援を積極的に行います。
- ・自立支援協議会で必要な研修・事例検討を横浜市二次相談支援機関や区内の主任相談員の協力も得ながら実施します。

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・長期入院をしている方や施設に入所している方に、日中活動や住まいの場など地域の社会資源の情報を届け、地域で生活することへのイメージが持てるように中区生活支援センターと連携して実態を調査・把握した上で、実効性のある地域移行支援を促進します。
- ・地域の関係機関に、長期入院をしている方や施設に入所している方が、自分の選んだ住まいで自分らしい暮らしを実現する必要性の理解促進のため三機関で協働し訪問等による働きかけを行います。
- ・自立支援協議会における定着・移行に関する啓発研修実施します。
- ・指定一般相談支援事業者、中区生活支援センター等と連携し、障害者支援施設・精神科病院等との連絡会を開催します。

(4) 権利擁護・虐待防止の取組

- ・3ヵ月ごとに区内の成年後見制度の取り組み状況を確認し、区内の成年後見利用の傾向を把握するとともに、地域のさまざまな住民や支援者への制度理解・啓発に向けた取り組みへとつなげます。
- ・三機関協働により自立支援協議会の場を利用して虐待防止に関連する研修を企画・実施します。
- ・前年度に引き続き、当施設内向けに意思決定支援に関する研修を企画・実施します。また、虐待関連ニュースを共有し職員の意識向上につながる働きかけを行います。

(5) 地域の状況に応じた独自の取組

- ・中区の特徴や状況について、各会議等で収集した情報を整理し共有できる環境を整え、業務を活性化していきます。
- ・基幹相談支援センターの紹介や取り組みを掲載した通信を関係機関や地域に発信し、身近な総合相談窓口として認知されるようにします。(年4回) **(新規)**

- ・インクルーシブスポーツなどのイベント開催や障害についての啓発パネル展示を行い、障害理解の促進と中区障害者地域支援拠点みはらしポンテのアピールに取り組めます。

(6) 地域生活支援拠点の整備に向けた取組

地域生活支援拠点の整備に向け、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ場所や体制をつくる取組みを進めます。

ア. 相談

- ・中区役所、中区生活支援センターと協働し、緊急時に支援が見込めない世帯の把握を行います。
- ・セルフプランの利用者については、ケースの把握・緊急予防プラン作成を検討し、計画相談へつなげます

イ. 緊急時の受入れ・対応

- ・当施設の利用登録に際し、緊急を見越し相談支援につなげる必要のあるケースを把握し適切な介入を行います。

ウ. 体験の機会・場の提供

- ・グループホーム事業所と連絡会の場を持ち、情報の集約を行います。
- ・日中活動事業所と連絡会の場を持ちます。個別訪問等にて情報の集約を行います。

エ. 専門的人材の確保・育成

- ・自立支援協議会の場を活用し全体研修を企画・運営します。

オ. 地域の体制づくり

- ・横浜市地域ケアプラザをはじめとした関係機関との連携を通して基幹の役割を発信し、地域の体制づくりに努めます。
- ・医療的ケア児者への対応について情報交換や課題整理ができる場を持ちます。(新規)

(7) 自立支援協議会の運営

中区役所、中区生活支援センター、中区社会福祉協議会とともに事務局を担い、障害児者に関する中区内の課題の共有や体制整備に取り組む場のために必要な会議を運営します。

II 日中活動

在宅の障害のある方が、地域で自立した日常生活をまたは社会生活を営むことができるよう、創作的な活動又は生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の支援をします。三障害一体サービス提供施設として、障害ごと年齢ごとに分けるのではなく、その人に必要な支援を提供します。

◆日中活動の目標◆

- ・障害や年齢ごとなどで分けることなく、ここに集う仲間とともに心身ともに健やかに過ごすことを目指し、その人に必要な支援を届けます。
- ・定期的に通所すること、集団活動に参加することで、生活リズムを整え自立支援や社会参加の促進をすることに努めます。

1. 事業方針

- (1) 障害のある方が地域で充実した社会生活を営むことができるよう、創作的活動ならびに生産的活動の機会を提供します。
- (2) 運動や音楽等、本人が主体的に参加できるプログラムを提供します。
- (3) 環境や食事面等加齢による配慮が必要な方が安心して通所できる環境を整え、有意義な時間を過ごすことができるよう配慮した支援を行います。
- (4) 医療的ケアが必要な方の日常の生活を大切に、地域で暮らしていることを実感できるプログラムを提供します。
- (5) 安全に健康的な日常生活が送れるようバランスのとれた食事を提供します。

2. 重点項目

- (1) 個別支援計画に基づき、一人ひとりの特性に合わせた支援とプログラムを提供します。
- (2) 利用者の興味を引き出し、主体的に取り組むことのできる内容を組み立てます。
- (3) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定への対応を行います。

3. 具体的な取り組み

- (1) 日中活動のサービスの質の向上を図るため支援課内に委員会を設置します。利用者の意向に沿った年間スケジュールやイベント・外出プログラム等を企画実施することで活動内容の充実を図ります。**(新規)**
- (2) 日替わりプログラムの中でも選択肢を作り、選択肢の中から利用者自身が自由に選択できる機会を提供します。
- (3) スケジュールや季節ごとに取り組む内容等は利用者との話し合いで決定し、利用者の希望を反映することで利用者が主体的に取り組むことのできる内容を組み立てます。
- (4) 利用者の体調や精神的な不安定から、通所ができない方への積極的な働きかけをし、通所できるよう支援します。
- (5) 現在の通所先では支援の継続が難しくなってきた方や、併行利用から一か所での支援を望んでいる方の受け入れを検討します。
- (6) 新卒者の受け入れをするために、各特別支援学校等へ働きかけ、実習や見学等の受け入れを積極的に行い一日当たりの利用者が30名となることを目指します。**(重点)**
- (7) 感染症対策で中止していたクリーン活動等の地域貢献活動を再開することで、地域との交流を定期的に行い、施設や活動、障害について知ってもらう機会を増やします。

4. 職員のスキル向上のために

- (1) 定期的な研修を開催し、障害福祉についての理解を更に深め、判断材料となる幅広い知識を多く持つことに力を入れます。**(新規)**
- (2) 常勤職員と非常勤職員による個別支援会議等を随時開催し、利用者の基礎情報の共有と支援方針の統一を図ります。
- (3) 医務会議を定期的に行い、医療的ケアや重症心身障害者の支援を統一、充実させることで、ニーズの高い重症心身障害者の積極的な受け入れの促進を図ります。**(新規)**

5. 主な活動内容

(1) 運動プログラム

講師を招いたダンスやヨガプログラムの提供、車いす利用者に合わせたスノーズレン、ストレッチ、アロママッサージ等の提供

(2) 音楽プログラム

打楽器やハンドベルの合奏・合唱・鑑賞等

(3) 創作・自立課題等

季節に合わせた創作物の制作・手芸・個別の自立課題等

(4) レクリエーション

季節ごとのイベントやテーマに沿ったレクリエーションの提供

(5) 郊外プログラム

プランターの定期的な水やり、グループごとの外出プログラム、クリーン活動等

Ⅲ 生活支援

◇一時ケア・ショートステイ

障害のある方の家族等が本人の介助を行えない場合や休養が必要な場合、事前登録後に宿泊を含めた一時的な過ごし支援を行います。利用目的は入院・出産・冠婚葬祭などの緊急時の利用のみではなく、体験的な利用や生活のリズム作り、息抜き等も対象です。

1. 基本方針

- (1) 多様な目的で利用できる場を提供します。
- (2) 受け止め、つなぎ、途切れない支援をします。
- (3) 日常生活に寄り添い、安心して過ごせる場を提供します。

2. 重点項目

- (1) 登録者への情報更新の依頼と利用の継続に関する確認を継続して行います。
- (2) 一時ケア利用延数 700 件、ショートステイ 480 泊の受入れを行います。

3. 具体的な取り組み

- (1) 不登校や引きこもり児童の受け入れ、利用者と家族の高齢化に対する家族支援と介護負担の軽減を目指し、必要なサービスへ繋げる取組みの繋がりある移行に取り組めます。
- (2) 支援者間の情報共有と支援の方向性を統一しチーム力の向上を図るためチームミーティングの活性化に取り組めます。利用者ニーズを確実に把握するため基幹相談や計画相談等の関係機関との強化に努めます。(新規)
- (3) 隣接する活動ホームと情報共有を実施し、連携の強化を目指します。

- (4) 複雑化する生活状況にある利用者の把握を行い、利用の促進を行います。
- (5) 体験利用の促進を行います。

3. 職員のスキルアップ

- (1) 利用者の高齢化、8050 問題や児童の引きこもり・不登校などの研修・講座への参加をします。
- (2) 利用者の個別ケース検討や障害特性に関する内部勉強会の開催および OJT の充実に取組めます。

◇余暇支援

障害のある方が充実した余暇が過ごせるように、さまざまなプログラムを提供します。

1. 重点項目

生活の中での余暇の重要性を鑑み、誰もが使いやすい余暇活動を展開します。

2. 具体的な取り組み

- (1) ボランティアの参画を広く呼び掛けるとともに参画への「きっかけ講座」等の開催に取組めます。(新規)
- (2) 内外の広報やホームページ・Facebook を活用し、周知を行います。
- (3) 体を動かす室内プログラムや創作活動などの 3 回実施を目指します。

◇おもちゃ文庫

子どもたちが遊びを通じて、いろいろな発見をしたり、家族と交流する場を提供します。

1. 重点項目

- (1) いつでも自由に親子が地域で安心して遊べる環境を作ります。
- (2) 遊べる場としての再周知を行います。

2. 具体的な取り組み

- (1) 子育て支援情報やサービス情報を提供します。
- (2) イベント（季節ごとの工作やミニ音楽会、クリスマス会など）を企画し開催します。
- (3) イベント情報はホームページを活用して発信します。
- (4) 自然災害が多発する中で、利用者に向けて日常の防災力に関する発信します。

IV その他

1. 運営委員会の開催

施設の事業および利用者に関すること、ならびに地域の障害のある方の生活支援や地域連携について検討協議をするために運営委員会を開催します。

2. 福祉避難所

区との協定にもとづき、災害時に地域防災拠点等での避難生活が困難な要援護者のために福祉避難所の運営を行います。

受入人数 8人 受入場所 地域交流室

3. 地域交流

(1) ボランティアの受け入れを進めます。

幅広いボランティアの受け入れを行います。ボランティアを受け入れることで、利用者の施設でのより豊かなすごしを提供するとともに、施設の閉鎖性を打開し、運営の透明性を高めることにつなげます。

また、初めてボランティア活動される方を対象とした講座を開催します。(新規・再掲)

(2) 地域活動へ参加します。

近隣自治会や企業でのお祭り等、地域交流を進める取組に積極的に参加し、災害等の際に円滑な協力が可能となるよう関係づくりを進めます。

(3) 活動スペースを提供します。

地域交流、障害福祉を目的とする団体に地域交流室の貸し出しを行います。

○中区後見的支援室らるご

住みなれた地域で、安心して暮らすことを願う障害のある人とその家族の思いを支援するために、後見的支援に取り組めます。事前に登録された方を対象に、障害のある方への支援者や近隣住民の方などが、日々の生活の中での見守りを行います。また、障害のある方とその家族の、将来の希望や漠然とした不安などに寄り添いながら相談等の支援を行います。

1. 事業方針

(1) 地域づくり、地域キーパーの開拓に取り組めます。

(2) 相談者、登録者の障害特性を理解した上で、支援を行います。

2. 重点項目

(1) 障害のある方、関係機関、地域に向けて制度説明を行い、登録者を増やします。

(2) 地域キーパーを対象としたサロンを開催し、活動の定着を目指します。

3. 具体的な取り組み

(1) 前年度に一部の町内会や民生委員と顔の見える関係を作ることが出来たので、顔の見える関係づくりを広げていきます。

4. 職員のスキル向上のために

(1) 自主研鑽、外部講師による研修等を通して、障害の種別を問わず特性の理解を深めます。

- (2) 実際に成年後見制度を利用している登録者のケース検討会等を利用し、成年後見制度への理解を深めます。

5. 主な活動内容

- (1) 「見守り応援隊」の説明を地域に向けて行い、登録者を増やします。
(2) 事例紹介を含めた事業説明を行い、より深く本事業を知っていただきます。

○法人運営

1. 事業方針

- (1) 各種法令等を遵守し、透明性のある事業運営と安定した経営を行います。
(2) 地域に開かれた運営を展開し、障害福祉にかかる啓発に取り組めます。
(3) 緊迫の課題である職員の確保・定着はもとより、全ての職員が自らの成長を実感し意欲的に働くことが出来るよう、職員一人ひとりを大切にする職場環境づくりを推進します。
(4) 全ての職員が「みはらし」の一員であることを自覚し施設・法人に求められる利用者、地域、関係機関の信頼や期待に応えられるよう個人の資質とチーム力を高める機会の充実に努めます。
(5) 各部署で重点的に取り組む事業について、その推進を適切に支援します。

2. 重点項目

- (1) みはらしプラン 2034-第1期中長期経営計画-の着実な推進
みはらしプラン 2034 で定めた単年度から中長期にわたる目標や行動指針を着実に実施し目指すべき姿の実現に取り組めます。
(2) 「身体拘束ゼロ」を目指してチャレンジをしていきます。
利用者一人ひとりの尊厳を大切にした支援を目指し身体拘束等の適正化の遵守にとどまらず、支援と相談がともに機能する地域活動ホームの特性を活かして、管理職、支援職員、相談職員が一体的な事例検討を行うなど「身体拘束ゼロ」を目指した取組を進めます。
(3) 業務継続計画（BCP）等の実効性を高めます。
能登半島地震等を踏まえて、ご利用者の皆様や職員の被災時における安全確保と適切なサービス提供にむけ災害時および感染症発生時の業務継続計画（BCP）の実効性をより高めるための訓練や見直しに取り組めます。

3. 具体的な取り組み

(1) 情報発信

ホームページの更新を頻繁に行い、事業内容や活動の様子を発信します。

(2) 人材育成

職員のスキルを高めるため、配属部署、勤務年数等に応じて必要な研修を実施します・

①職務を通じた育成

上位職員による日常機会、計画的指導および目標設定シートによる目標管理の面談等による上司からの指導育成を行います。

②実務を離れて行う育成

- ・実務研修 実務に応じて担当業務別、課題別の研修を行います。
- ・基幹研修 法人理念・職員倫理綱領、事業計画の理解浸透に向けた全体研修および採用時等の研修を行います。
- ・派遣研修 階層、業務別に必要な外部研修への派遣を行います。

③自己啓発への支援

- ・学会・研究大会等での発表や外部講師としての活動を支援します。
- ・資格取得制度による費用助成を行います。

4. 職員育成計画について

職階や経験等に応じた階層別に求められる職員像を定めるとともに、その育成に向けた研修体系を整備します。

5. 虐待防止および身体拘束適正化への取組

- ・虐待防止委員会および身体拘束適正化委員会の開催
- ・虐待防止および身体拘束適正化に向けた研修の開催
- ・虐待対応マニュアル等を整備し有事の際に適切な対応を行うためマニュアル検討委員会を設置し策定に取組みます。
- ・支援課職員対象に「気づきシート」によりアンケートを実施し、その結果をもとに業務改善およびサービスの質の向上に取組みます

6. コンプライアンスの推進について

令和5年8月に策定した「コンプライアンス行動指針」にもとづき高い倫理観をもって法令や内部規定等を遵守するとともに、日常の業務点検を通じて、業務の適正化や事件・事故の未然防止に努めます。

7. 設備修繕

経年劣化により故障等が見込まれる設備等について計画的に修繕を行います。

8. 中区障害者団体連絡会

障害福祉関係団体が加入する中区障害者団体連絡会の事務局として、連絡会の自主的な活動を支援するとともに、団体間の交流や障害者同士の他の障害への理解を深めなど、障害がある人たちが本当に地域で安心して暮らすためのさまざまな活動に取組みます。